ハッピーデイズしんとまち　重要事項説明書

（令和７年１１月現在）

本重要事項説明書は、放課後等デイサービス利用契約の締結を希望される方に対して、提供される支援の内容や、契約上ご注意頂きたいことを説明するものです。

１．事業者概要

事業者名	株式会社ハッピーデイズ
所在地	長崎市新戸町３丁目１６－１１－１０２号
事業種類 指定番号	放課後等デイサービス 長崎県指定４２５０１０１４２７号
サービスの 提供場所	ハッピーデイズしんとまち 〒850-0954　長崎市新戸町３丁目３－２８－１０３
サービスの 窓口担当者	管理者　：徳山　牧子 連絡先：（０９５）８９５－８９６６

２．事業の目的・運営方針

学校就学中の障害児（重症心身障害児を除く）に対し、日中並びに放課後等に生活能力向上のために必要な訓練を行うこと及び社会との交流を図ることができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを目的とする。

なお、支援においては「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の５領域を全て含めた総合的な支援を基本とします。

事業の運営に当たっては、サービスを利用する児童の意思及び人格を尊重したサービスの提供に努めるとともに地域及び家庭及び学校との結びつきを重視し、都道府県、市町村、障害児相談支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

３．サービスを提供する地域

通常の事業の実施地域	南部本庁地区、小ケ倉地区、土井首地区、深堀地区、茂木地区、福田地区、小榊地区の区域

４．職員の職種・員数及び職務内容

区分	資格	常勤	非常勤	職務内容

管理者	介護福祉士 児童指導員	1		職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
児童発達支援管理責任者	保育士	1		児童の療育及び福祉、生活に係る相談支援を行うとともに、放課後等デイサービス計画書の作成及び評価を行います。
指導員	保育士	1	2	①放課後等デイサービス計画書に基づき、発達支援に係る指導を行います。 ②放課後の時間帯に児童が安全かつ安心して過ごせるよう見守りを行います。
	児童指導員	3	1	
	その他			

５．設備の概要

定　　員	１０名／日
設　　備	・機能訓練室　１室 ・相談室　１室 ・共用トイレ　２室 ・シャワー室　１室 ・送迎車　４台

６．営業日及び営業時間

営　業　日	月曜日～土曜日	定休日	・日曜日 （お盆・年末年始を除く）
営業時間	８時３０分～１７時３０分（土曜日及び学休日） ９時００分～１８時００分（学校放課後）		
サービス提供時間	１０時００分～１６時００分（土曜日及び学休日） １３時３０分～１７時００分（学校放課後）		

７．サービスの内容

送　　迎	当事業所の送迎専用車で、学校又はご自宅又はご自宅付近まで送り迎えをいたします。
健康チェック	当事業所に到着した後、検温、顔色、発汗、全体の状態などについて健康チェックを行います。

昼食 （土曜、学校休日）	商店・スーパー・レストランなど、地域の資源を積極的に活用し（地域との交流）、児童自ら昼食を選んで注文・購入する機会を設け、選ぶ訓練・選ぶ楽しみ・伝える訓練・公共でのマナー訓練などを兼ねた昼食時間を計画し、一つの活動として提供します（その日の利用者個々の心身の状況に充分配慮した対応の元で実施します。） ご自宅からお弁当を持参して頂くことも可能です。 ＊食費はご利用者の実費負担となります。
個別支援 計画書作成	児童発達支援管理責任者により、児童の能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて、児童の発達を支援する上での計画を作成します。また、計画に基づいた支援に対し定期的に評価・見直しを行います。
発達支援訓練	訓練においては出来る限り学校と連携し、継続した生活能力向上訓練や社会適応訓練を通所支援等の施設で提供します。
相談支援	児童及びご家族の生活上の悩みや、児童の将来的自立など色々な相談にも誠意を持ってお受けし、できるだけ必要な援助を行うよう努めます。

８．サービス利用にあたっての留意事項

①サービス利用の際には、通所受給者証を提示してください。

②感染症（結核、肺炎、MRSA、インフルエンザ、伝染病の皮膚疾患など）がある場合は必ず事前にお申し出ください。当事業所が必要と認めた場合はかかりつけ医の意見書をとっていただくことがあります。また、診断結果によっては、医師より感染の恐れがないと診断されるまで、当事業所の利用をお断りする場合もあります。

③発達支援に係る訓練、送迎などサービスの提供を行う際は、職員の指示に従ってください。

９．料金

（１）利用料金

障害児通所給付費によるサービス提供した場合はサービス利用料金（厚生労働省の定める額）から、定率負担額（１割相当）または利用者上限負担月額を引いた額が介護給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、定額負担額（１割相当）または利用者上限負担月額を事業者にお支払いいただきます。

なお、平日の３時間、土曜日・祭日の５時間を超えてサービスを提供した際には、延長支援加算（１割相当）が発生します。

（２）その他費用

放課後等デイサービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるもの及び発達支援訓練、レクリエーション等において個別またはその都度かかる費用で、利用者の負担とすることが適当と認められる費用であって、事前に利用者に対し文書で説明した上で同意を得たものは、利用者の実費負担となります。

（３）放課後等デイサービス利用を取り消す場合

１回のキャンセルにつき 1,500 円を徴収させて頂きます。ただし、心身等の状況が急変した場合と、利用日の前日（前日が営業日以外の場合はその前日）の営業終了時間までに当事業所にご連絡下さった場合は頂きません。

１０．料金のお支払い方法

毎月１５日頃までに前月分のご請求書を発行いたします。

・お支払い方法は原則、銀行口座からの引き落しとさせて頂きます。

・２７日が土、日、祝日の場合は銀行が翌営業日の引き落しとなります。

・領収書を発行いたします。

※事情がある場合は現金でのお支払いも選ぶことができますが、その場合は保護者様が事業所へご持参頂き、内容確認をさせて頂く手順となります。

１１．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

①まずお電話等でお申込みください。放課後等デイサービスの職員がお伺いいたします。

②ご契約を結び、放課後等デイサービス計画の作成後サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヵ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の文書通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

イ．受給者資格を喪失した場合

ロ．利用者がお亡くなりになった場合

④その他

イ．当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反し

た場合、利用者に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。

ロ．利用者が、サービス利用料金の支払いを２ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１０日以内にお支払いがない場合、または利用者が当事業者や当事業者のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

１２．虐待の防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　徳山　牧子

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5)虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

１３．緊急時の対応方法

サービスの提供を受けているとき具合が悪くなった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、協力医療機関、救急隊、親族などに連絡をいたします。

（※主治医、緊急連絡先の家族は、利用契約書に記載）

１４．協力医療機関

名称：長崎記念病院（内科、外科、小児科、整形外科、形成外科など）

住所：長崎市深堀町 1-11-54　／　電話：（095）871-1515

１５．非常災害対策

災害時においては「防火管理計画」及び「風水害・地震等に関する行動基準」に基づき利用者の安全確保に努めます。

１６．事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が生じた場合は、速やかに県及び利用者の緊急連絡先等に連絡すると共に必要な措置を講じます。また、事故状況の記録等から事故再発防止のための措置を講じます。

１７．損害補償

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、当事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌（しんしゃく）して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

１８．サービス内容に関する苦情

①提供するサービスについての相談・苦情は下記によりご遠慮なくお申し出ください。

苦情・相談窓口	ハッピーデイズしんとまち ＴＥＬ（０９５）８９５－８９６６
受付時間	学校放課後　　９：００～１８：００ 土曜日・学休日　　８：３０～１７：３０
担当者	苦情解決責任者：徳山　牧子 苦情受付担当者：松口　久美子

②また、解決にあたっては当事業所が依頼している下記第三者委員の方に協力をお願いしています。

久枝　啓介	連絡先：（0950）23-8815
	現　職：社会福祉法人敬昌会　理事長
田坂　嘉朗	連絡先：090（8224）4460
	現　職：株式会社ライフサポート朗　代表取締役

③その他、当事業所以外に、長崎県及び長崎市の窓口等に相談・苦情を伝えることができます。

長崎県障害福祉課　電話（０９５）８９５－２４５５
長崎市障害福祉課　電話（０９５）８２９－１１４１